



令和 8 年 8 月 10 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2161)

(経過事項の報告) Jトラスト株式会社の子会社による 当社持分法適用関連会社に対する損害賠償請求の判決について

2018 年 1 月 18 日付「2018 年 1 月 18 日付 Jトラスト株式会社からのニュースリリースに対する Group Lease PCL の見解」にてご報告しておりましたとおり、J Trust Asia Pte.Ltd. (以下、JTA) は、当社の持分法適用関連会社である Group Lease PCL (以下、GL) に対して損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、JTA は当初の損害賠償請求から、投資元本の回収に請求を切り替えて訴訟を継続しておりました。当該訴訟の第一審判決が下された旨の報告がありましたのでご報告いたします。当初主張していた「GL が財務諸表等を改ざんし投資家に損害を与えた」という理由から、「投資した元本及び利息の期限が到来していることから全額返還を要求する」という内容に変更され、当該訴訟の判決が下されましたのでお知らせします。

1. 判決が下された日
令和 8 年 8 月 10 日

2. 訴訟の原因及び訴訟に至った理由

JTA は、GL の転換社債（合計 2 億 1 千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、JTA は、GL が JTA に対し 1 億 8 千万米ドル以上の投資を促すために、GL グループの財務諸表を改ざんし、GL が健全な財政状況であると誤解させ、JTA に損害を与えたということを理由として、GL に対し損害賠償請求を求める訴訟を提起しておりました。その後 JTA は、「損害賠償請求」を単純な「投資額元本と利息の回収」に主張を変更し、GL に対して返還請求訴訟を継続しておりましたところ、本日、当該訴訟について判決が下されたと GL から報告を受けましたので、ご報告する運びとなりました。

3. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名称
J Trust Asia Pte.Ltd.
- (2) 所在地
シンガポール共和国
- (3) 代表者の役職・氏名

代表取締役社長 藤沢信義

4. 判決の内容

判決の概要は以下のとおりです。

- ① 裁判所は GL に対し、JTA に対して元本投資額及び利息の合計 5,522,400,000 タイバーツ（日本円で約 264 億円）を命じた。
- ② 元本（4,602,000,000 バーツ、日本円で約 220 億円）に対する利息は、年利 5%とし 2021 年 8 月 1 日から完済に至るまで支払う。但し、2025 年 6 月 27 日までの分としては、1,276,166.67 バーツ（日本円で約 61 億円）を超えないものとする。
- ③ 利息の支払遅延（920,400,000 バーツ、日本円で約 44 億円）に対する利息は、年利 5%とし、2018 年 2 月 1 日から完済に至るまで支払う。ただし、2025 年 6 月 27 日までの分としては、369,678,020.83 バーツ（日本円で約 17 億円）を超えないものとする。
- ④ 控除及び相殺条項として、JTA がシンガポールで提起した訴訟により受領した金額は、本判決の債務総額から控除される。
- ⑤ GL は JTA に対し、弁護士費用、訴訟費用をそれぞれ 1,000,000 バーツ（5 百万円）支払う。

5. 今後の見通し

今後につきましては、GL は控訴審にて引き続き控訴を行う予定ですが、本日判決が下されたばかりですので、外部専門家とも協議を行い、本件訴訟により与えられた損害回復に務めてまいる所存です。また新たに開示すべき事項が判明しましたら速やかにお知らせいたします。

以 上